

# 江 東 区 公 報

## ◎告 示（監）

令和3年度第2回定期監査の結果に対する措置の公表(1) …………… 14

## 目 次

### ◎規 則

|                                                           |   |
|-----------------------------------------------------------|---|
| 江東区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(1) …………… | 2 |
| 江東区公印規則の一部を改正する規則(2) ……                                   | 2 |
| 江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(3) ……………                      | 2 |
| 江東区補助金等交付事務規則の一部を改正する規則(4) ……………                          | 5 |

### ◎告 示

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 指定居宅介護支援事業所の廃止について(5) …              | 5  |
| 指定管理者の指定（江東区青少年交流プラザ）(6) ……………       | 5  |
| 指定地域密着型サービス事業所の廃止について(7) ……………       | 5  |
| 特別区道路線の区域変更について(9) ……………             | 6  |
| 特別区道路線の供用開始について(10) ……………            | 8  |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定について(11) ……………       | 10 |
| 保管自転車処分告示について（令和3年12月下期）(12) ……………   | 12 |
| 指定居宅介護支援事業所の廃止について(13) ……………         | 12 |
| 特定子ども・子育て支援施設等の確認について(18) ……………      | 12 |
| 東京都市計画地区計画の変更について(23) ……………          | 12 |
| 保管自転車処分告示について（令和3年1月上旬）(24) ……………    | 12 |
| 平成29年6月江東区告示第218号の一部改正について(27) …………… | 12 |
| 指定寄付金の収納事務委託について(29) ……              | 12 |

### ◎告 示（教）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 令和4年第1回江東区教育委員会定例会の招集(3) …………… | 13 |
|--------------------------------|----|

### ◎告 示（選）

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1) ……  | 14 |
| 江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況(2) … | 14 |

## 規 則

江東区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

## ◎江東区規則第 1 号

江東区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（書類の経由）

第 2 条 法、政令及び省令の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、特に定めのあるもののほか、保健所長を経由しなければならない。

第 3 条第 1 項中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

第 4 条中「第 2 8 条第 3 項」を「第 2 8 条第 4 項」に改める。

別記第 1 号様式中「江東区長」及び「印」を削り、「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に、「第 2 8 条第 3 項」を「第 2 8 条第 4 項」に改める。

別記第 2 号様式中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に、「第 2 8 条第 3 項」を「第 2 8 条第 4 項」に改める。

別記第 3 号様式中「江東区長」及び「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

## ◎江東区規則第 2 号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

|                     |        |   |   |   |            |
|---------------------|--------|---|---|---|------------|
| 専 用 保<br>健 所 長<br>印 | 7<br>8 | 同 | 同 | 同 | 保健相<br>談所長 |
| 保 健 相<br>談 所 長<br>印 | 7<br>9 | 同 | 同 | 同 | 同          |

を

|                     |                  |   |   |                                           |            |
|---------------------|------------------|---|---|-------------------------------------------|------------|
| 専 用 保<br>健 所 長<br>印 | 7<br>8           | 同 | 同 | 同                                         | 保健相<br>談所長 |
|                     | 7<br>8<br>の<br>2 | 同 | 同 | 電 子 計<br>算 組 織<br>に よ る<br>印 影 の<br>出 力 用 | 総務課<br>長   |
| 保 健 相<br>談 所 長<br>印 | 7<br>9           | 同 | 同 | 一 般 文<br>書                                | 保健相<br>談所長 |

に改める。

別表第 2 中

|        |                            |             |                            |                            |  |
|--------|----------------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 7 8    |                            |             |                            |                            |  |
| 専<br>用 | 保<br>健<br>相<br>談<br>所<br>長 | 江<br>東<br>区 | 何<br>保<br>健<br>相<br>談<br>所 | 江<br>東<br>区<br>保<br>健<br>所 |  |

を

|        |                            |             |                       |             |  |
|--------|----------------------------|-------------|-----------------------|-------------|--|
| 7 8    |                            |             | 7 8 の 2               |             |  |
| 専<br>用 | 保<br>健<br>相<br>談<br>所<br>長 | 江<br>東<br>区 | 保<br>健<br>所<br>長<br>印 | 江<br>東<br>区 |  |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 月 2 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

## ◎江東区規則第 3 号

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中小企業融資基金条例施行規則(昭和44年3月江東区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第2項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1号」に、「第6条第1項第4号」を「第6条第4号」に、「第6条第1項第5号」を「第6条第5号」に、「第6条第1項第9号ア」を「第6条第9号ア」に、「同項第12号」を「同条第12号」に改め、同項第1号及び第2号中「第6条第1項第7号」を「第6条第7号」に改め、同条第3項中「第6条第1項第5号ウ及び同項第6号」を「第6条第5号ウ及び第6号」に改め、同項第1号中「第6条第1項に規定する融資基金(第6条第1項第5号ウ及び同項第6号)」を「第6条に規定する融資基金(同条第5号ウ及び第6号)」に改め、同条第4項中「第6条第1項第8号」を「第6条第8号」に改め、同条第5項中「第6条第1項第9号ア」を「第6条第9号ア」に改め、同条第6項中「第6条第1項第9号イ」を「第6条第9号イ」に改め、同条第7項中「第6条第1項第9号ウ」を「第6条第9号ウ」に改め、同条第8項中「第6条第1項第9号エ」を「第6条第9号エ」に改め、同条第9項中「第6条第1項第11号」を「第6条第11号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第6条第10号の融資資金については、第2項で定めるほか、災害及び経済情勢の変動等により著しい影響を受けて事業経営に支障を来しているとして区長が認めた者とする。

第4条に次の1項を加える。

11 融資対象は、第2項から前項までに定めるほか、次の要件を備えているものとする。

- (1) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等(江東区暴力団排除条例(平成24年3月江東区条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (2) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと。
- (3) 現在かつ将来にわたって、暴力的な要求行為を行わないこと。

第5条中「第6条第1項第8号」を「第6条第8号」に、「同項第12号」を「同条第12号」

に改める。

第6条第2項を削る。

第21条中「第6条第1項第4号、同項第5号ア及びイ並びに同項第7号」を「第6条第4号、第5号ア及びイ並びに第7号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

## 別記第 1 号様式 (第 15 条関係)

## 江東区中小企業融資申込書

江東区長 殿

下記のとおり資金を借受けするに当たり、以下の確認事項に同意し関係書類を添えて申し込みます。

区記入欄

|             |            |
|-------------|------------|
| あっせん番号      | —          |
| 事業年度        | 年 月～ 年 月   |
| 法人税・所得税     | 完納・非課税     |
| 法人住民税・特別区民税 | 完納( 期) 非課税 |

記

※太枠内をご記入ください。

利 用 者 番 号

|                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                   |      |           |       |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------|-----------|-------|--------------|
| 【確認事項】                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |      |           |       |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおり融資が実行されない場合があります。</li> <li>区制度融資において信用保証料補助を受け、繰上償還等により返還が生じた場合、区より信用保証協会に対し個人情報の照会を行う場合があります。</li> <li>江東区暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する場合は、融資を実行しません。</li> </ul> 以上、確認したので同意いたします。 年 月 日 氏名 |                                                                   |      |           |       |              |
| 法人名・商号                                                                                                                                                                                                                                                                               | フリガナ                                                              | 1 個人 | 利用実績      | 区     | 有・無          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                   | 2 法人 |           | 保証協会  | 有・無          |
| 代表者(個人)名                                                                                                                                                                                                                                                                             | フリガナ                                                              | 生年月日 | 年 月 日( 歳) |       |              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (印)                                                               |      |           |       |              |
| 法人：本店所在地<br>個人：住所(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                | 〒                                                                 | 江東区  | ☎ ( )     |       |              |
| 営業所・店舗・工場                                                                                                                                                                                                                                                                            | 〒                                                                 | 江東区  | ☎ ( )     |       |              |
| 業 種                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 主な取扱商品<br>01 製造業 02 建設業 03 運輸業 07 その他<br>04 卸・小売業 05 飲食業 06 サービス業 |      |           |       |              |
| 従 業 員 数                                                                                                                                                                                                                                                                              | 常用(役員・家族除く。) 名<br>常用(役員・家族) 名<br>臨時(パート含む。) 名                     | 資本金  | 万円        | 許認可番号 | 有効期限( 年 月 日) |
| 区内開業年月日                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月 日                                                             |      | 法人設立年月日   | 年 月 日 |              |

|                                |                                                                                                                                                                                                                |       |             |                                                                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資 金 名<br><br>(希望するものに○をする。)    | 運転 短期運転 設備 団体運転 団体設備<br>小特運転(一般) 小特設備(一般) 小特運転(小口) 小特設備(小口)<br>小特借換(小口) 借換 環境保全対策 環境保全対策(アスベスト)<br>多角化・転業支援 設備強化 設備強化(特例) 創業支援運転<br>創業支援設備 創業支援運転(特例a) 創業支援設備(特例a)<br>新型コロナウイルス対策<br>創業支援運転資金(特例b) 創業支援設備(特例b) |       |             |                                                                                              |
|                                | ※ 借換資金と小特借換(小口)資金の利用希望の場合は、江東区中小企業融資借換依頼書を併せてご提出ください。                                                                                                                                                          |       |             |                                                                                              |
| 申込金融機関名                        | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合                                                                                                                                                                                             |       | 支店          | 金融機関コード                                                                                      |
| 借入希望金額<br>返済希望期間               | 万円                                                                                                                                                                                                             | 年     | か月(うち据置 か月) | 資金使途<br>(該当するものに○をする。)                                                                       |
| 連 帯 保 証 人<br>(法人の場合は<br>代表取締役) | 氏名                                                                                                                                                                                                             | (印)   | 申込者との関係     | ・商品材料仕入・給料支払<br>・買掛金等決済・外注費支払<br>・設備購入 (機械・什器備品)<br>車両運搬具<br>・店舗増改築・入居保証金<br>・借換<br>・その他 ( ) |
|                                | 住所                                                                                                                                                                                                             | ☎ ( ) |             |                                                                                              |
|                                | 氏名                                                                                                                                                                                                             | (印)   | 申込者との関係     |                                                                                              |
|                                | 住所                                                                                                                                                                                                             | ☎ ( ) |             |                                                                                              |

※小特(小口)を利用希望の場合は、以下を記入してください。

|                                 |             |             |                                                               |
|---------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 保証協会の保証<br>証付き融資残高<br>(全国の保証協会) | 有( 千円)<br>無 | 確<br>認<br>者 | 1 申込者本人<br>2 金融機関<br>金融機関名<br>銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>支店<br>担当者 |
|---------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------|

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する

江東区補助金等交付事務規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月26日

江東区長 山 崎 孝 明

## ◎江東区規則第4号

江東区補助金等交付事務規則の一部を改正する規則

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（交付の決定をしない場合）

第6条の2 前条の規定にかかわらず、区長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告

## 示

## ◎江東区告示第5号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年1月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1370805606
- 2 事業所の名称及び所在地  
株式会社ケアサービス居宅支援ひだまり深川  
東京都江東区深川二丁目23番17-204号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社ケアサービス  
東京都大田区大森北一丁目2番3号  
代表取締役 福原 俊晴
- 4 廃止年月日  
令和3年12月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

## ◎江東区告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、江東区青少年交流プラザの指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和4年1月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 施設の名称  
江東区青少年交流プラザ
- 2 指定管理者  
茨城県つくば市大角豆1744  
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会  
理事長 沼尻 満男
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## ◎江東区告示第7号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基

づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1 3 7 0 7 0 2 7 9 5
- 2 事業所の名称及び所在地  
だんらの家すみだ  
東京都墨田区墨田四丁目 5 7 番 1 5 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
有限会社東栄ビルサービス  
東京都板橋区若木一丁目 3 番 1 3 号  
代表取締役 郷 昌志
- 4 廃止年月日  
令和 3 年 1 0 月 3 1 日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

#### ◎江東区告示第 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条  
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記  
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 1 月 1 2 日  
から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供  
する。

令和 4 年 1 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

| 整<br>理<br>番<br>号 | 路線名       | 変更の区間                             | 変更前の敷<br>地の幅員 |
|------------------|-----------|-----------------------------------|---------------|
|                  |           |                                   | 変更後の敷<br>地の幅員 |
| 1                | 江 1 0 2 号 | 江 東 区 北 砂 七<br>丁 目 2 8 4 番<br>3 先 | 次図表示の<br>とおり  |
|                  |           |                                   | 次図表示の<br>とおり  |

# 特別区道江102号区域変更略図

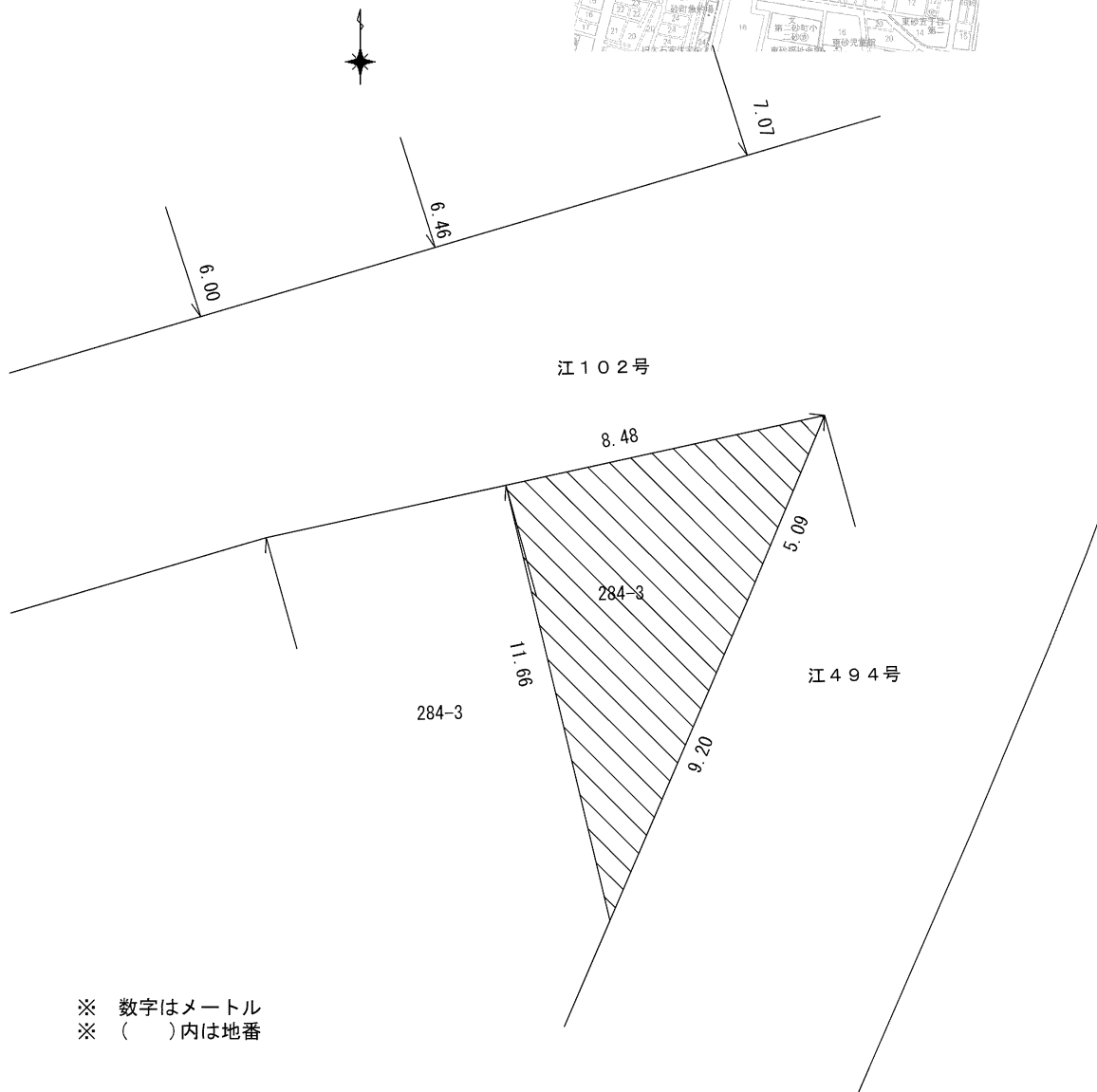
区域変更箇所

江東区北砂七丁目地内



編入区域

編入面積 49.77 平方メートル



※ 数字はメートル  
※ ( )内は地番

## ◎江東区告示第 10 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条  
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を  
開始する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 1 月 12 日か  
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す  
る。

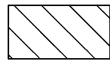
令和 4 年 1 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

| 整理<br>番号 | 路線名     | 供用開始の区間               | 備考           |
|----------|---------|-----------------------|--------------|
| 1        | 江 102 号 | 江東区北砂七丁目<br>284 番 3 先 | 次図表示<br>のとおり |

# 特別区道江102号区域変更略図

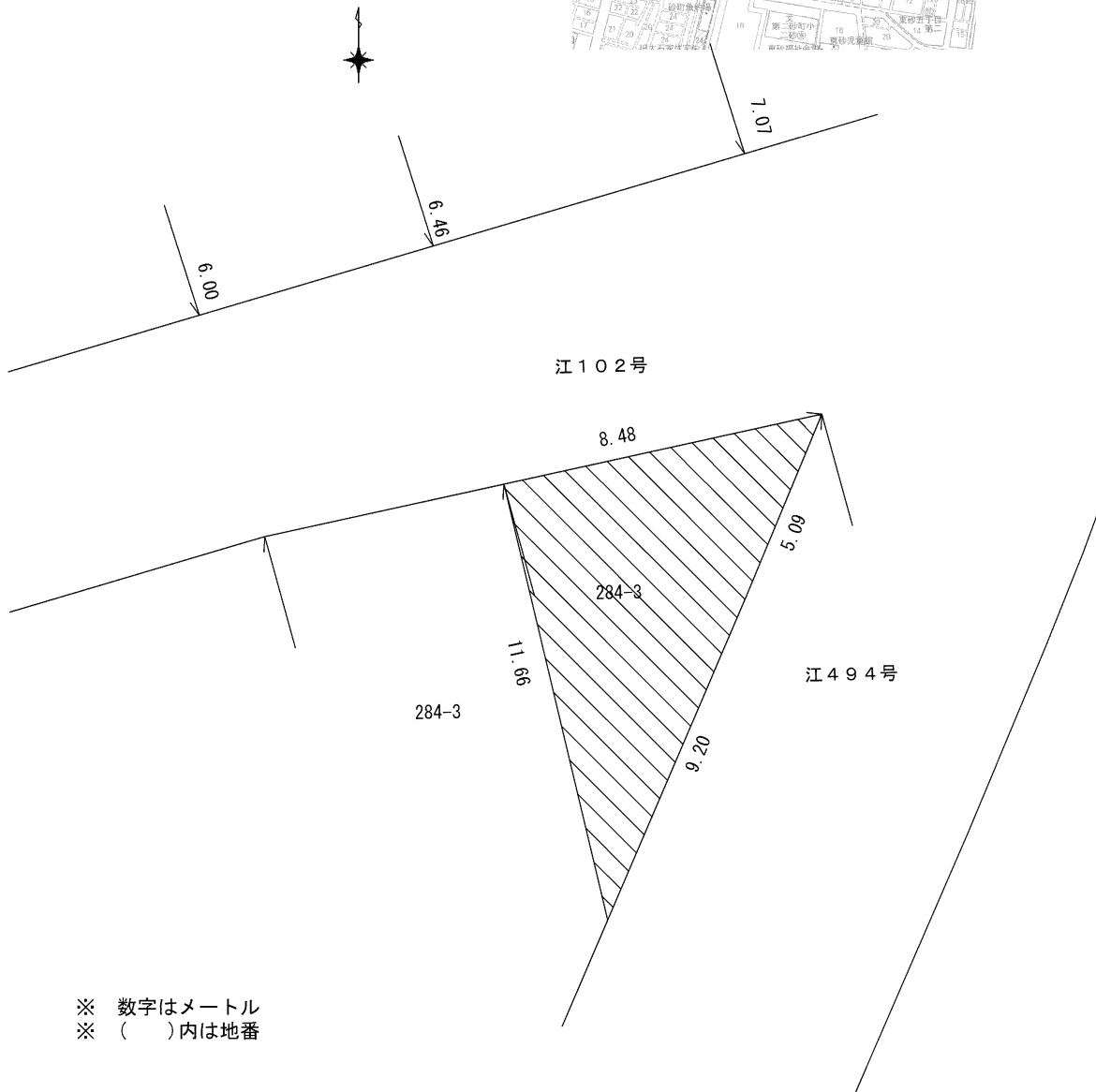
江東区北砂七丁目地内



編入区域

編入面積 49.77 平方メートル

区域変更箇所



※ 数字はメートル  
※ ( )内は地番

## ◎江東区告示第 11 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 条）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

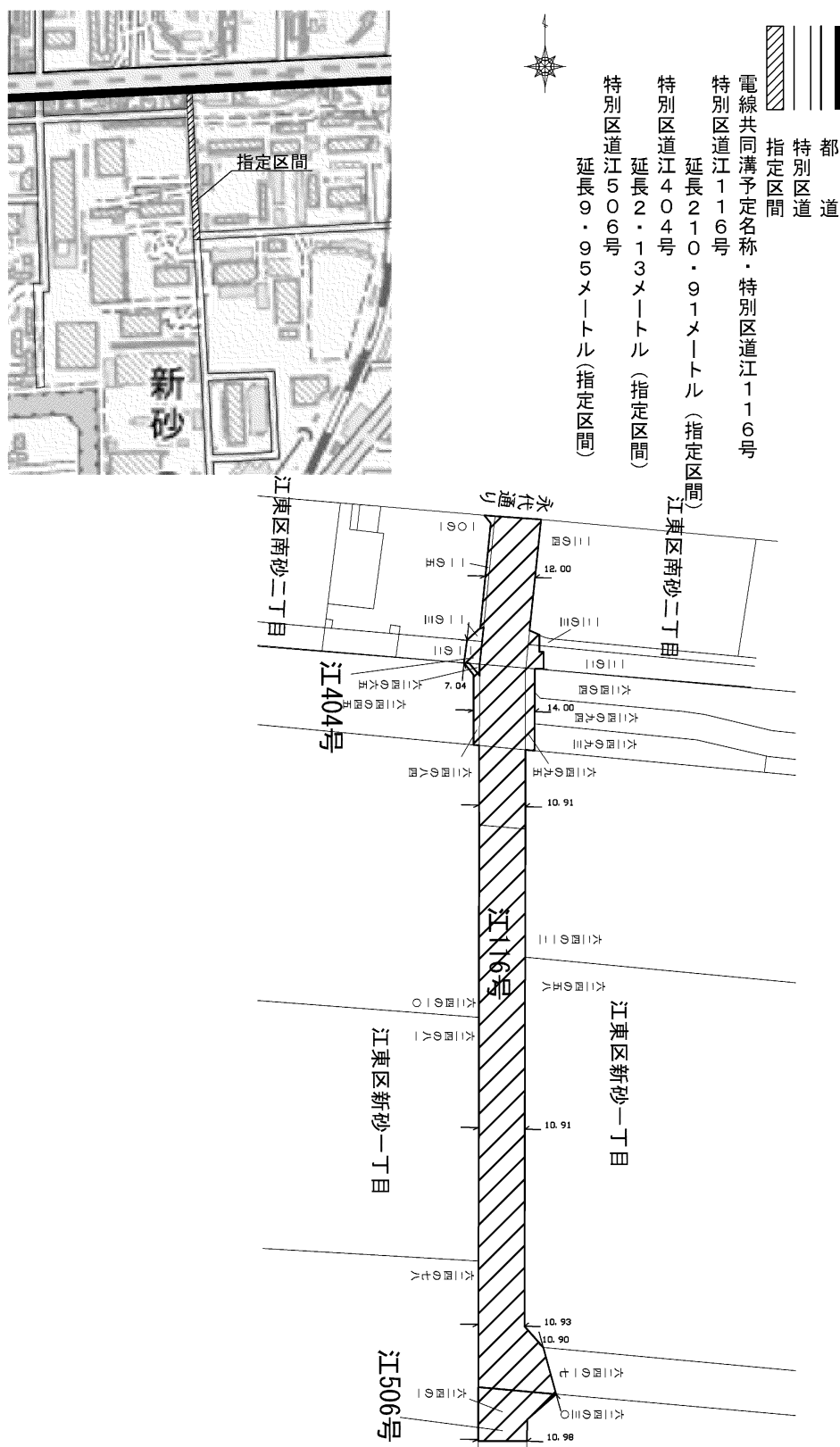
| 路線名     | 起 点                  | 指定の概要    |
|---------|----------------------|----------|
|         | 終 点                  |          |
| 江 116 号 | 江東区南砂二丁目 12 番 4 先    | 次図表示のとおり |
|         | 江東区新砂一丁目 62 4 番 78 内 |          |
| 江 404 号 | 江東区南砂二丁目 10 番 1 先    | 次図表示のとおり |
|         | -                    |          |
| 江 506 号 | 江東区新砂一丁目 62 4 番 78 先 | 次図表示のとおり |
|         | -                    |          |

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

特別区道江116号線外二路線

江東区南砂二丁目～新砂一丁目



## ◎江東区告示第 1 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 1 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

## ◎江東区告示第 1 3 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1 3 7 0 8 0 2 1 1 6
- 2 事業所の名称及び所在地  
たなごころ  
東京都江東区南砂五丁目 1 8 番 9 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
有限会社たなごころ  
東京都江東区南砂五丁目 1 8 番 9 号  
取締役 藤井 義就
- 4 廃止年月日  
令和 3 年 1 1 月 3 0 日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

## ◎江東区告示第 1 8 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔以下省略〕

## ◎江東区告示第 2 3 号

令和 4 年 1 月 1 4 日付東京都告示第 9 8 4 号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 縦覧場所 | 江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号        |
|      | 江東区役所都市整備部都市計画課<br>(庁舎 5 階) |

## ◎江東区告示第 2 4 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

## ◎江東区告示第 2 7 号

平成 2 9 年 6 月 2 6 日江東区告示第 2 1 8 号の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 3 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

「

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 4 事務所 | 江東区東陽一丁目 2 1 番 1 7 号 |
|-------|----------------------|

」

を

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 4 事務所 | 江東区東陽一丁目 1 7 番 2 号 |
|-------|--------------------|

」

に改める。

## ◎江東区告示第 2 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり収納事務を委託したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 収納事務受託者の名称、所在地及び代表者の  
氏名

- (1) 名称 株式会社トラストバンク  
所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番1  
2号渋谷スクランブルスクエア3  
9 F W e W o r k 内  
代表取締役 川村 憲一

## 2 委託開始日

令和4年2月2日

## 3 委託の内容

指定寄附金の収納事務

## 告 示 （ 教 ）

## ◎江東区教育委員会告示第3号

下記により、令和4年第1回江東区教育委員会  
定例会を招集する。

令和4年1月25日

江東区教育委員会委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年1月28日（金）

午前10時

- 2 場所 江東区役所

- 3 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
ほか

## 告 示 ( 選 )

## ◎江東区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 1 2 月 2 8 日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 7 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

## ◎江東区選挙管理委員会告示第 2 号

令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 1 2 月 2 8 日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 2 の規定により準用する同法第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 7 日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

## 告 示 ( 監 )

## ◎江東区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 8 条の規定に基づき、令和 3 年度第 2 回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 1 7 日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 佐 藤 信 夫

同 甚 野 ゆずる

〔別紙〕

令和 3 年度第 2 回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔生活支援部医療保険課〕

指  
摘  
事  
項

医療保険課の窓口においては、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険資格状況証明書等を日常的に交付し、交付手数料を受領している。

本監査において、同手数料にかかる現金出納簿、領収書控、収入日計表等の関係書類を点検するとともに、職員からの聞き取りを行ったところ、以下のような不適切な会計処理が確認された。

- (1) 職員が令和 3 年 2 月 1 9 日及び同年 3 月 1 5 日に窓口で受領した証明書交付手数料のうち、6 件分（合計 1, 8 0 0 円）を、指定金融機関等に納付することなく、監査において判明するまでの 3 ～ 4 ヶ月の間、現金のまま課内に留め置いていた。
- (2) そのため、同手数料は出納閉鎖期日までに納付されず、令和 2 年度の歳入として計上されるべきところ、計上されなかった。
- (3) 同手数料を受領した際、その旨を現金出納簿に記帳していなかった。
- (4) 受領した現金が適正に納付されていることを確認する体制が、整えられていなかった。
- (5) その他、現金出納簿の残額欄がゼロと記帳されているものの、実際には現金が課内に存在していた例や、現金出納簿の金額や日付の記帳誤り、記帳漏れなどが散見された。

収納金の払込期日等については江東区会計事務規則第 3 2 条に、現金出納簿の整理につ

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>いては同規則第118条に定められているが、本指摘事項は同規定に抵触する。また、未納付の現金が長期間にわたって課内に留め置かれ、出納閉鎖期日も超えていることが見過ごされていたことについては、チェック体制の不備も指摘せざるを得ない。</p> <p>現金の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を順守するとともに、所管するすべての事業における現金管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を改められたい。</p>                                                                                                                                                                         |
| 措置事項 | <p>本件指摘事項を受けて、再発防止のため、複数人によるチェック体制を確立するなど、下記のとおり事務の執行体制を改めた。また、未納付となっていた現金については、「令和3年度」「国民健康保険会計」「諸収入」「雑入」として令和3年8月10日に納付した。今後、現金の取扱いにあたっては、関係規則等を遵守するとともに、所管するすべての事業における現金管理に誤りがなきよう、事務を執行していく。</p> <p>① 証明書発行時に現金出納簿への記載を徹底する。</p> <p>② 交付申請書決裁欄に「現金出納簿記帳」欄を設ける。</p> <p>③ 現金出納簿に「領収書番号」の記載を義務付け、記載漏れが確認できるように改める。</p> <p>④ 手提金庫内の手数料収入を専用のケースに収納し、証明手数料が金庫内に残っていることが明確となるよう改める。</p> |

